

独立行政法人日本学術振興会 業務方法書変更（案）新旧対照表（先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る部分）

※変更箇所は赤字及び下線で記載

変更前	変更後
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 <u>（先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金）</u></p> <p><u>第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。</u></p> <p><u>2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、我が国の有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。</u></p> <p><u>3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。</u></p> <p>（業務細則の作成）</p> <p>第16条 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p>（中略）</p>	<p>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項 <u>（削る）</u></p> <p>（業務細則の作成）</p> <p>第15条 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p>附 則 この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則 <u>（施行期日等）</u> <u>1 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 平成26年4月1日以降の先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金に係る業務の執行については、なお従前の例による。</u></p>